

大友氏の「人被官」について

芦 刈 政 治

一 は じ め に

戦国大名大友氏の下部軍事組織に「被官」がある。例えば、上筑後生葉郡合戦における「大友義統合戦手負注文一見状」⁽¹⁾に

披見訖、
(大友義統)
在判

天正九年十二月廿四日、上筑後生葉郡御働之砌、堤安芸守手之者被疵着到、
(鎮方)

伊藤忠三郎 胸手火矢疵

堤九郎右衛門入道 被官 九郎左衛門尉手火矢
疵目

堤内蔵介 被官孫七郎矢疵左足

以上、

とある。堤安芸守は鎮方といい、豊後国日田郡の武士である。天正九年、生葉郡合戦に当たって、堀、橋本、財津氏（いずれも日田郡の武士）とともに大友義統の家臣として奮戦した。

この合戦において、鎮方は、惣領として、九郎右衛門入道、内蔵介ら庶子家と、自らの被官伊藤忠三郎、および、庶子家の被官九郎左衛門尉、孫七郎を率いた。当時の合戦時における戦闘単位は、堤鎮方の例にみられるような、惣領家・庶子家と、それぞれに付随する被官らから成っていた。

従来、戦国大名の軍事編成に被官制と同心制の二つの方式があることが説かれている。被官制とは、大名が家臣と結んだ主従関係に基づく編成方式であり、同心制とは、大名の有力家臣を寄親とし、その下に、大名の直臣である小武士を寄子として配置する編成方式である。豊後大友氏は、十六世紀初頭から直臣団を創出することによって被官制をいっそう固め、これら被官を同心せしめることによって、軍事力の強大化を図った。⁽³⁾

堤鎮方は、大友義統の被官である。鎮方とともに生葉郡合戦に加わった橋本、財津両氏も、遅くとも、大友宗麟以来の大友氏被官であった。また、堤鎮方については、同心関係は未詳であるが、橋本氏は田北氏と、財津氏は同姓財津氏と、それぞれ、小者、被官、僕従を率いて同心している。⁽⁴⁾戦国大名大友氏は、この被官制と同心制によって、ぼう大な軍事力と強力な戦闘力を手中におさめることができたのである。

被官制と同心制の、それぞれの軍事組織の構成体として、人被官の存在が認められる。この人被官について、次の条文を参照してみよう。天正十年正月二十二日、大友義統が柴田礼能に免許した「条々」である。⁽⁵⁾

一 諸成敗之事、縦雖為人被官、至主人相理礼能、可被任存分二事、

この条文のもつ意義については後述するが、文中の「人被官」は、大友氏家臣と主従関係をもつ被官の意である。おそらく、大友氏直臣（自身被官ともいふべきか）と区別する呼称であろう。

前掲した「一見状」中の伊藤忠三郎、九郎左衛門尉、孫七郎は、それぞれ、堤鎮方、堤九郎右衛門入道、堤内蔵介を主人（この小論では被官主と呼ぶ）とする人被官である。大友氏の軍事組織は、この被官主と人被官の関係を基礎として成立しているのである。本稿では、人被官の性格、被官化の経緯、職務、および大友氏の統制について述べる。

(1) 「大友家文書録三」『大分県史料』一八四五号

(2) 田北学氏は「増補訂正編年大友史料二六」六八号で、伊藤忠三郎を堤安芸守の被官と推定している。

(3) 福川一徳「戦国期大友氏の軍事編成について」『法政史学』第二十八号

(4) 『大分県史料(3)』「橋本文書」三号、「石松文書」七号

(5) 「大友松野文書」『大分県史料(5)』二〇一号

二 人被官の身分

人被官の身分については、戦国大名によって、かなりの相違がある。次に、各大名下における人被官の身分を比較しながら、大友氏の場合の人被官の身分を明らかにしてみよう。

大内氏は、その「掟書」⁽¹⁾の中に

一 前々ハ御家人たりといへとも、其身の^(科)とかによつて、或ハ出仕を止させられ、所帯を没収せられて、佗僚の余に、子孫を以傍輩の被官になし、郎従の契約に及ぶ事、太以不^(科)可^(科)然、(下略)

と示している。この場合、人被官は、罪科による所帯没収者とはいえ、大内氏の旧臣であり、武家の身分であるといえる。

また、武田氏は、「甲州法度之次第」⁽²⁾で、

一 親類・被官私令誓約二条、可^(科)為^(科)逆心同前、但、於^(科)戰場之上、為^(科)励^(科)忠節、致^(科)盟約二者、不^(科)苦^(科)歟、

と規定し、武田氏家臣間の私的結合を禁止しているが、戦場においての盟約は許可した。これは、人被官が武家の身分であることを端的に表わしている。

大内、武田両氏に対して、今川氏は、奴婢・雑人の夫婦が、各別の主人をもつ場合の子どもの帰属をめぐる、

男の主人ハ、我下人の子たる間、被官之由を申、女の主人ハ、我下女の子たる由、相論す、所詮幼少より扶助をくハふる方

へ、落着す⁽³⁾べき也、

と、「仮名目録」中に述べている。

また、伊達氏は、「塵芥集」中に
 一 地とうと百しやうとのあひたの事、たいたいのひくわんたりといふとも、人のひやくしやうをふるのうへハ、ねんくしよ
 たうの事、あひさたまることくこれをはたらくへし、
 (年貢・所当)

と定めて、地頭の隸属下にある百姓を被官と称している。今川、伊達両氏は、大内、武田氏が、人被官を武家とするに對して、百姓を含む身分としているのである。

大友氏の場合、被官は、どのような身分を保有しているものであろうか。いま、人被官の身分を明らかにするため、大友氏関係の「合戦手負等注文一見状」の中の人名を掲げてみよう。

史料 A (5) 主人(被官主) 田原親宏

(1) 原主計允

(2) 伊藤六郎兵衛尉

(3) 岐部助三郎

(4) 岐部孫六

(5) 葦嶋長門守儀從

(6) 津崎善兵衛尉儀從

(7) 光永右馬允儀從

(8) 葦嶋神四郎代

(9) 三郎次郎

(10) 富来與三左衛門

(11) 同

(12) 森刑部丞儀從

(13) 田原新九郎被官

(14) 甚九郎

(15) 溝部與四郎

(16) 同

この文書の前書に「永祿八年六月廿二日於長野筑後守里城、田原常陸介被官被疵著到、加披見畢」とある。田原親宏は、大友宗麟の命を奉じて、豊前の武士長野筑後守を里城(一名牙城)に攻めた。このとき、田原親宏の率いた(1)〜(4)の人物に、「已上親宏被官皆矢創」、(5)〜(10)の主人について、「葦嶋長門守以下親宏被官」とあるから、これらは、大友氏にとっては人被官ということが出来る。また、(11)の田原新九郎は親家。大友宗麟の子である。親宏の一族であるから、(11)、(12)の人物も、また、

人被官である。

史料Aには、被官のほかに僕従の参陣がみられる。僕従については、その身分が確定できないが、「しもべ」と同義であろう。「塵芥集」では、しもべ下人として⁽⁷⁾いる。大友氏においても大差はあるまい。

史料B⁽⁸⁾ 主人(被官主) 石松鎮昌

(1) 中嶋六郎兵衛尉 (2) 石松勘解由允

(3) 溝野六右衛門尉 (4) 石松弾正忠

(5) 石堂主税允 (6) 石井式部丞

(7) 中間 小五郎 石堂弥次郎中間 甚助

(9) 溝野六郎右衛門中間 (10) 甚右衛門

(11) 鍛冶屋与兵衛尉中間 忠次郎

この文書は、天正九年十月、彦山において、大友義統の家臣石松兵部少輔鎮昌が、奮戦したときの「大友義統合戦手負注文一見状」である。(1)〜(6)は、石松鎮昌の親類・被官であり、(7)は、鎮昌の中間、(8)以下は、それぞれの肩書の武士の中間である。(10)は、肩書不明であるが、中間層であろう。

中間の参戦は、大友氏関係では、南北朝期からみられる。例えば、「一田原直貞軍忠状」によれば、親類・若党・中間をもって、軍事編成がなされている。戦場においては、惣領・親類・若党は乗馬、中間は歩兵であることが推測され、史料Aにある僕従は、この中間の系譜をひくものと考えられる。

中間については、応永二十年十一月十五日の「黒田諸光下人讓状」⁽¹¹⁾に次のように記されている。
ゆつりわたす中間四郎三郎の事、

右件下部ハ、黒田八郎左衛門重代相伝下人也、しかるに、いまま子にて候あさなおとくにゆつりあたふる所実也、(下略)。(孫)

このことから、中間は下人であることがわかる。文中の「下部」は「しもべ」であり、史料Aの場合の僕従と同義と考える。この文書に示すように、中間は、主家の相続、譲与にまかせられる隸属的農民身分であった。

時代が下ると、中間の中には、一定の土地の耕作を任せられる者もあらわれた。すなわち、如法寺六郎にあてた「田原親董知行預ケ状」に⁽¹²⁾

(前略) 先以来浦村内広津織部助拘分・同中間新右衛門分・武蔵郷内於余名内「田地三反之事、預遣候、(下略)

とあって、中間新右衛門が多少の土地を給与されていることを知り得るのである。文書中の広津織部助の素性はわからないが、「拘分」とあり、その領地を親董が処分できるとすれば、田原氏の被官と推測しても大過あるまい。

天正七年八月十三日、大友義統が、玖珠郡衆のひとりである佐藤甚介にあてた書状中に⁽¹³⁾

殊親子兄弟親類好之者乗陣之条、云レ彼、云レ是、不レ謂「隠居」・無足・寺社・家懸・被官・地下・百姓等、以三三日之逗留、可レ抽「粉骨」事肝要之由、(下略)

とあって、この中に「家懸」という階層がみえる。これは、大友家臣の僕従・中間などの隸属民を示しており、被官は、これら家懸とは異なっている。また、地下人・百姓とも、身分を異にしているのである。

奈多氏は、豊後国国東郡奈多八幡宮の社家であり、大友義統の母を出している大友氏の外戚である。この奈多鎮基の被官に松原氏がある。松原甚介は、天正八年、田原親貫の謀反に際して軍功があり、このため、奈多鎮基は、松原甚介に対して亀川

一所を宛行い、鑑基は、松原内蔵丞(甚介との関係未詳)に豊前国の給地二町五段を預け遣した。松原内蔵丞の「知行坪付」には⁽¹⁴⁾

渡河

一所四反

小ふかた

一所貳反

ちかさこ

一所壹反

源三郎抱分

右同人

右同人

ひかけ
 一 所貳反
 なけそとわ
 一 所貳反
 清水丸
 一 所壹反卅代
 ほそ作
 一 所壹反廿代
 小ふかた
 一 所壹反
 ミなミふきの所々
 一 所三反卅代畠地
 一所屋敷一ヶ所
 右同人
 源三郎
 岡崎善四郎抱
 源五郎抱
 野田主計丞抱
 今市
 三郎二郎抱分
 右同人

以上田畠壹丁八反卅代 (下略)

とあり、奈多氏の被官松原内蔵丞は、源三郎ほかの百姓らが抱える土地を内包する領地を知行している。国東郡の土に田代新左衛門尉がいる。奈多鑑基は、某合戦の開始に当たって、負傷の治ゆ状況を問ひ、被官たちに申し触れて、急いで着陣することを促している。この田代新左衛門に対する「奈多鑑基安堵状」に⁽¹⁶⁾今度其方武家分上表候之哉、併社領之儀候条、神田同花田河成之事、聊無相違可相拘二事、專一候、(下略)とあり、田代新左衛門が、武家分・社領を兼併して、安堵されていることがわかる。

これらのことから、人被官は、その身分が武家であり、百姓を扶持する小領主的階層を含む存在であると考えられる。

(1) 「大内氏掟書」『中世法制史料集第三卷』一〇八頁

(2) 「甲州法度之次第」『中世法制史料集第三卷』二〇四頁

(3) 「今川假名目録」『中世法制史料集第三卷』一三一頁

(4) 「塵芥集」『中世法制史料集第三卷』一五六頁

(5) 「大友宗麟合戦手負注文」見状」(入江文書『大分県史料』六九四号)

- (6) 『大友家文書録二』『大分県史料』三一五頁
- (7) 『塵芥集』『中世法制史料第三卷』一七八頁
- (8) 『大友義統合戦手負注文一見状』(石松文書『大分県史料』六九〇号)
- (9) 『入江文書』『大分県史料』五九一号
- (10) 『源統軍勢注進状』(中村文書『大分県史料』五九七号)
- (11) 『黒田文書』『大分県史料』九一号
- (12) 『入江文書』『大分県史料』六八七号
- (13) 『大友義統書状』(大友家文書録三『大分県史料』一七〇一号)
- (14) 『奈多鎮基・鑑基恩賞充行状』(松原文書『大分県史料』五八三・五八五号)
- (15) 『松原内蔵丞知行坪付』(松原文書『大分県史料』五八六号)
- (16) 『田代文書』『大分県史料』五五九号

三 被官化の経緯

次に、どのような武家が人被官となったか、また、その経緯はどうかについて述べてみよう。

田原氏は、その祖を泰広とする。泰広は、大友能直が在京のときの妾腹に生まれたと伝えられており、したがって、田原氏は、大友氏の庶子家に当たる。国東郡田原荘を本領とする。南北朝争乱のとき、高崎城、大野城、高勝寺城等で、南朝軍と戦った田原氏能の孫親勝が萱嶋氏を継ぐ⁽¹⁾。萱嶋氏の所領の変遷は次のとおりである。

被給付者	給付者	給付年	給付地	給付理由	大分県史料 卷一 号
萱嶋源右衛門	大友親治	永正十年カ	武蔵郷余名内	田原親述謀反のときの忠誠	一〇一四一二

萱嶋與三兵衛尉

享祿三年

来浦村内打越
門屋敷以下

父源右衛門の忠債

一〇一四一七

萱嶋與三兵衛尉

(親宏初名)
田原親實

天文十二年

本領安堵

出雲国に於ける軍勞

一〇一四二六

萱嶋源右衛門尉宏次

田原親宏

永祿四年

深見名三貫文分

鎮正・宏次父子忠儀

一〇一四二九

萱嶋美濃守

田原親家

天正八年

本領不足分還付

登城供奉

一〇一四四一

萱嶋美濃守

田原親家

天正九年

安岐郷太郎丸
名一〇貫分

馬方の儀

一〇一四四九

萱嶋龜寿

田原親家

天正九年

安岐郷太郎丸
一〇貫分

祖父美濃守宏次の忠儀加恩

一〇一四五三

南北朝のころ、田原氏能の士卒名に萱嶋次郎、萱嶋六郎四郎がみえ、氏能の孫田原親勝を萱嶋の開祖とする以前に、萱嶋家の存在を認め得る。十六世紀の初期、大友親治のとき、一時、田原惣領家から独立、大友氏に随身したが、萱嶋與三兵衛尉のとき、田原親董の家臣に復帰したと推定される。天正年中、萱嶋美作守は田原親家の家老に任じられていた。⁽³⁾田原家の家老は、天文中には「田原被官老中」と呼ばれており、おそらく、萱嶋氏も所領給付によって田原氏の被官となり、家老＝老中の地位を保有したものと考えられる。

大友氏の家臣は、一族に対する新恩給付によって被官化を進め、所領安堵によって譜代の被官を継承していくとともに、その家中の無足層をも被官化していく。片山氏は、天文以来、国東郡安岐郷に所領を宛行われた田原氏の被官である。この片山氏に系類をもつ無足層についての例を掲げる。

無足者

被官主

給付年

給付地

大分県史料 巻一 号

片山 八郎

田原 親家

天正十一年

不詳

一〇一五四九

片山右京進

田原 親宏

不詳

豊前国二町

一〇一五三八

片山 市助

田原 親宏

不詳

安岐郷内居屋敷

一〇一五四二

これらは、「無足之上」、「数年之辛勞」による奉公に対して領地を給付された。八郎・右京進・市助は、「代々筋目」の片山氏惣領家から分出した庶子家であることは疑いない。十六世紀のころから、大友氏が無足層を直臣団に組織することと同様に、大友氏家臣も新恩給付によって、無足層である弱小庶子家を自らの被官としていくのである。

大友氏の家臣が被官化する対象に在地武士・土豪層がある。

天正八年、田原親貫謀反に際して、河野弾正忠は、鞍懸城（現豊後高田市佐野）を攻め、古庄近允（鎮方力）と申し組んで、同城山伏尾を焼き崩した。このとき、河野弾正忠は、次の「寄合」衆中を率いていた。⁽⁵⁾

（大友義統）
花押

河野弾正

同 雅 楽

同 太郎次郎

同 弥 介

次郎右衛門

小 次 郎

次郎九郎

新 三 郎

小 三 郎

三郎次郎

このうち、四名は河野姓で、弾正忠の一族。次郎右衛門以下五名は無姓で、おそらく、河野一族の郎従であろう。

河野氏は、永祿四年には、鎮永の被官となっている。次の文書を参照しよう。⁽⁶⁾

河野龜千代事、此方へ契約之上者、何篇不_レ可_レ有_二無沙汰_一候、恐_二謹言、
(永祿四年)
潤三月六日
鎮永 (花押)

河野龜千代とのへ

文中の「鎮永」は、古庄鎮永。田染莊烏帽子嶽城主古庄鎮方の父と推定する。河野龜千代が、此方(鎮永)に対して被官契約を行なったことが明らかである。

河野彈正忠のとき、田原親貫の謀反が起った。古庄鎮方は、親貫の抛る鞍懸城攻めに際して、河野彈正忠に次の書状を送₍₇₎っている。

今度鞍懸可_二取崩_一之由、各心懸之段、銘_二遂言上_一候之處、至_二鎮方_一忝 御書致_二頂戴_一候、然者、今夜之一行於_二相調_一者、其方_二尾藤名之事、為_二被官給_一、可_レ令_二扶持_一候、涯分可_レ抽_二忠貞_一事、肝要候、恐_二謹言、

九月五日

鎮方(花押)

河野彈正忠殿

つまり、鞍懸城攻撃計画を言上したところ、激励の御書をもらった。今夜の作戦(おそらく、鞍懸城一羣山伏尾の焼崩し)が成功すれば、尾藤名を被官給として扶持するという。既述のように、この作戦は成功した。したがって、河野彈正忠は「寄合」の惣領として、古庄鎮方から尾藤名を与えられたことは明白である。

河野彈正忠は、小藤彈正忠ともいう。もともと、在地武士・土豪層である彈正忠の「拘」えていた尾藤名を、田原親貫の謀反に際し、古庄方につくことを条件として、被官主古庄鎮方が安堵するという被官契約であったと考えられる。

鞍懸城攻めを行なった在地武士・土豪層に安東氏がある。安東氏は、鞍懸城の所在地来縄郷の郷士。永祿のころは、国東郡衆のひとりとして、臼杵鑑速と同心し、筑前表に出陣した。⁽⁸⁾その後、田原親貫謀反によって田原親家方に参陣、安東宮内丞は、有安帶刀允・丸山外記・其外郷内一揆と寄合₍₈₎って軍忠を尽した。そのころ、田原紹忍と被官契約を結んだらしい。「田原紹忍

書状」に「先年大膳亮契約候」とある。

国東郡には、伊美寄合、竹田津寄合、姫島寄合の存在が認められる。⁽¹⁰⁾ おそらくは、既述した河野氏や安東氏の寄合と同様、在地武士・土豪の小集団であろう。これらの寄合は、寄合を単位として、大友家臣と同格とされている。

文亀元年のころ、姫島は、富来彦三郎に宛行われた。この文書中に「自然至本主御還附之時者、以代所可被仰合之由候(下略)」⁽¹¹⁾として、本来の知行主の存在を述べている。この本主は誰かということであるが、弘治三年の「筑後国稲敷村田畠坪付注文案」⁽¹²⁾によれば、「富来殿内姫嶋河内守殿」とある。おそらく、姫島の本主は姫嶋氏であり、弘治三年までには、姫島寄合の中心人物である姫嶋河内守は、被官契約によって、富来氏の被官となったものと考えられる。

大友氏の家臣は、自らの庶子家に新恩を給付することによって被官化し、また、譜代の被官の所領を安堵することによって、これを継承していく。さらに、弱小庶子家に対しては、被官契約を結んで被官化を進める。一方では、大友氏の家臣は、一族のみならず、戦闘に当たり、在地武士・土豪と被官契約を結ぶことによって、かれらを自らの勢力に組み込み、また、大友氏からの新恩地内にある在地土豪を被官化しているのである。

- (1) 「萱嶋系図」(萱嶋文書『大分県史料』四六〇号)
- (2) 「大友田原系図」(入江文書『大分県史料』四六八頁)
- (3) 「大友氏老臣詫磨麟専・同隆仙連署奉書寫」(片山文書『大分県史料』五五五号)
- (4) 「大友材親書状」(草野文書『大分県史料』六六六号)
- (5) 「大友義統感状」(河野常好文書『大分県史料』一七号)
- (6) 「鎮永書状」(河野常好文書『大分県史料』一一号)
- (7) 「鎮方書状」(河野常好文書『大分県史料』二二号)
- (8) 「安東鎮景書状」(安東文書『大分県史料』一五一号)

〔9〕「安東文書」「大分県史料(10)」一六三号

〔10〕「大友義鑑書状」(岐部文書「大分県史料(10)」二五〇号)

〔11〕「栄阿等三名運署奉書」(富来文書「大分県史料(10)」三七七号)

〔12〕「富来文書」「大分県史料(10)」三七八号

四 人被官の職務

人被官は、被官主の所領安堵、新恩給付などに対して、奉公を行なう。おそらく、被官契約は、このような内容をもつものであるに違いない。この奉公は、平時と戦時に分けられる。

1 平時の場合

人被官は、被官主から受けた知行地の一部を家中に扶持する。すなわち、田原氏被官の安東氏が弥右衛門の死後、その跡を左助に扶持した例がある。⁽¹⁾また、本貫を安岐郷にもつ片山市允が、田原親董から忠賞として、京都郡・下毛郡のうちに五町歩を預け置かれた。⁽²⁾おそらく市允は、この新領地を家中に扶持するか、代官を派遣して支配するか、いずれかの方法をとったであろう。この被官領の領知内容は、「下地云土貢云、全可⁽³⁾領知事」とあるように、下地の管理と年貢の徴収にあった。

第二に、人被官は、被官主に対して、参入・供奉を行なう。田原宗亀が、一族であり、被官ともなった如法寺藤五郎に参入を促し、「先日已来、今日可⁽⁴⁾参入⁽³⁾由、申承候」とした例がみられる。この参入は、田原館への参入を示しているものと思われる。このほか、人被官は、被官主の供奉を命ぜられることもあった。すなわち、田原親家が登城(おそらく大友館)に際して、次の文書を萱嶋美濃守に与えている。

今般登城供奉之儀、一段神妙之至候、為⁽⁵⁾忠賞⁽⁶⁾其方領不足分之儀、令⁽⁷⁾帰附⁽⁸⁾候、(下略)

ただし、この文面から推量するのに、登城供奉は恒例的な役ではなく、異例の勤役であったと思われる。また、田原親資が被

官松成刑部丞に、警固のための供奉を申し付けている。⁽⁵⁾

第三に、人被官は、被官主の領内行政事務や府内政庁との連絡事務に携わった。すなわち、田原氏、志賀氏のような大身の大夫家臣は、被官のうちの重臣を家老・代官職などに任じた。家老は、老中、年寄などと呼ばれ、「本給或關所、其外相論之地等」⁽⁶⁾の糺明や被官の家督相続に際して、被官主の所領安堵状に連署した。⁽⁷⁾田原氏の被官の役職に「代」職がある。片山越後守は、代と号し、武家、社家の才判を行なった。代職は「当郷両代職」とされ、郷に二名の代職が置かれたことを知り得る。⁽⁸⁾

- (1) 「安東亀介書状」(安東文書『大分県史料』一六七号)
- (2) 「田原親重知行預ケ状写」(片山文書『大分県史料』五三五号)
- (3) 「田原宗龜書状」(入江文書『大分県史料』七三一・七三三号)
- (4) 「田原親家本領安堵状」(萱嶋文書『大分県史料』四四一号)
- (5) 「田原親實書状」(松成文書『大分県史料』一三八号)
- (6) 「宗龜書状」(萱嶋文書『大分県史料』四三七号)
- (7) 「萱嶋秀直等連署書状」(入江文書『大分県史料』六八三号)
- (8) 「大友氏老臣詔磨麟專・同隆仙連署奉書写」(片山文書『大分県史料』五五五号)

2 戦時の場合

大身の人被官のうちには、「後陣乗馬」⁽¹⁾の公役や「馬方」役が申し付けられる者もいた。前者は、田原氏被官の如法寺氏相伝の勤役である。その内容は未詳であるが、「入江文書」によれば、如法寺氏は、「軍之大將」に任じられているから、「後陣乗馬」役は、合戦時の公役と考えて差し支えあるまい。

如法寺氏と同じ田原氏の被官である萱嶋氏の勤役に「馬方」役がある。「馬方」役は、その役料として十貫分が宛行われたが、⁽²⁾この役は、かなりの負担であつたらしく、萱嶋氏は、「馬方」役を固辞している。⁽³⁾勤役の内容は未詳であるが、被官主自

身の馬匹か、合戦上の馬匹に関する職務である。

人被官の軍事組織に関しては、なかなか、史料を検し得ないが、南志賀氏（直入郡白丹南山城主）の被官二百五十七名が、「志賀家騎馬御旗本衆」として活躍したこと、これらは、物頭のもと、十五名程度の編成で敵に当たったことが伝えられている。⁽⁴⁾

人被官のうちの重臣は、合戦における人被官の軍忠に対して、被官主の感状を伝達し、新恩領の打ち渡しを行なった。

田原親貫は、謀反に際して、被官如法寺藤五郎に対し、新たに構築した城に在勤することを命じている。これは、藤五郎の才覚によるものであったが、一般の人被官も、「城」ないしは「切寄」に詰める番役を勤仕した。すなわち、田原紹忍の被官清成式部少輔にあてた書状に⁽⁵⁾⁽⁶⁾

貴殿おなかいの切寄御滞在之由承候間、無_レ其儀二候、何比御番前可_二明申_一候哉（下略）

とあることは、被官が「切寄」の番役として、期間を限って勤仕したことを知り得るのである。

- (1) 「田原親宏書状」（入江文書『大分県史料』七十七号）
- (2) 「田原親家知行充行状」（萱嶋文書『大分県史料』四四九号）
- (3) 「田原親家書状」（萱嶋文書『大分県史料』四五六号）
- (4) 「志賀記」「南山志賀記抄」「大分県郷土史料集成戦記篇」
- (5) 「田原親貫感状」（草野文書『大分県史料』六七〇号）
- (6) 「宗勇書状」（岐部文書『大分県史料』三〇〇号）

五 大友氏の人被官統制

人被官は、被官主とともに合戦に臨む戦力である。大友義統も、しばしば、人被官に粉骨を抽んずべきことを促している。

しかし、人被官が増大し、被官主の勢力が強大になることは、大友氏にとっても脅威となるはずである。

「号⁽¹⁾人被官」し、あるいは、「号⁽¹⁾人⁽¹⁾与力⁽²⁾」(人被官と同義)して、とかく、大友氏の統制に服しない輩が現われる。次の史料を見よう。

波多一跡之事、為⁽¹⁾御公領⁽²⁾被⁽³⁾召置⁽⁴⁾候之条、御檢使之儀、至⁽⁵⁾岩屋與兵衛入道、被⁽⁶⁾仰付⁽⁷⁾、被⁽⁸⁾差⁽⁹⁾□⁽¹⁰⁾候、別而被⁽¹¹⁾添⁽¹²⁾御心⁽¹³⁾肝要之由、上意候、就⁽¹⁴⁾中諸百姓之内、自然号⁽¹⁵⁾人被官⁽¹⁶⁾一雅意之輩等、於⁽¹⁷⁾有⁽¹⁸⁾之者、堅被⁽¹⁹⁾加⁽²⁰⁾制止⁽²¹⁾專要之段、從⁽²²⁾兩人所⁽²³⁾能⁽²⁴⁾可⁽²⁵⁾レ申旨候、為⁽²⁶⁾御存知⁽²⁷⁾候、恐⁽²⁸⁾謹言、

(天正八年頃カ)
三月廿六日

(吉弘)
(鑑興)
(田原)
(花押)
(花押)
(花押)
(花押)

(田原)
(親貫)
(田原)
(宗龜)

まいる 申給へ

波多氏の跡を収公するため、檢使を岩屋与兵衛入道に命じて派遣した。十分、協力することが肝要であるとの上意(大友義統の命)があった。百姓のうちに人被官と号して、雅意をとなえる輩がある場合は、堅く制止を加えることが專要であるという意味の奉書である。

このころ、百姓が人被官と号して、雅意(我意)を唱え、公の檢地や徴税を逃れようとするようになったらしい。人被官領の下地管理権や徴税権が被官主にあったためである。人被官は、大友氏の権力の及ばない階層であった。したがって、大友氏は、領国統治のため、人被官の統制を強化しなければならなかったと考えられる。

大友氏が、人被官を統制するためには、被官主である家臣を通じて行なわなければならない。すなわち、斎藤鑑賢の跡を惣四郎に相続させるに当たって、大友氏は、次の書状を斎藤鎮実に与えている。⁽²⁾

(前略) 惣四郎若登候条、大炊助一筋目立柄能々以_二指南_一、向後別而可_レ被_レ添_レ心事、不_レ可_レ及_レ申候、殊親類被官以下、雅意之儀候者、為_二鎮実_一被_レ加_二折檻_一、猶以於_二緩之族_一二者、一途被_レ申付_二專要候_一、可_レ被_レ得_二其意_一候、恐_レ謹言、

卯月廿一日

(大友)
義統 在判
(大友義鎮)
宗麟 朱印

斎藤鎮実は、斎藤氏の惣領として、統制に服さない被官に対し、折檻を加えるよう申し付けられている。この例に見られるように、大友氏は、被官主を通じて、被官の統制を図ったが、非常時、人被官に対して、直接、命令を発するようになる。

田原親貫の謀反に際して、大友義統は、田原氏の被官市丸長門入道に対し、被官主田原紹忍の指南に従って馳走を励むことを命じた。⁽³⁾ また、当時、田原親家の入郷について、田原氏被官の萱嶋美濃守の忠儀を賞し、いよいよ、馳走することを命じている。⁽⁴⁾

この例は、いずれも、大友氏が人被官に対して、直接、命令を発したものであるが、前者は、なお、被官主に被官支配権を認めており、後者にしても、旧主田原親宏にかわる新被官主田原親家に服することを命じ、被官主の被官支配権の確立を図っているのである。

ところが、大友氏は、その末期になって、人被官に対して、いっそうの統制を加えるようになる。大友義統は、⁽⁵⁾「一条々」の中で、次のように命じている。(再掲)

一諸成敗之事、縦雖_レ為_二人被官_一、至_二主人_一相_二理礼能_一、可_レ被_レ任_二存分_一事、

条文中の「礼能」は、大友氏の寵臣柴田礼能であろう。大友氏直臣の成敗は、もちろん、人被官の成敗も、礼能存分の事としたのである。もともと、被官は、被官主との契約にもとづいて、私的な主従関係を結んでいるのである。したがって、被官の支配権は被官主にある。大友義統の、この「一条々」は、被官主の被官支配権を否定したものであった。

大友氏の家臣とその被官の関係は、同心制のように編成替えをされることはなく、きわめて安定した勢力であった。大友氏

としては、田原親實、田北紹鉄らの有力家臣の謀反を通じて、人被官を直接に統制し、その支配権を手中に入れ、多数の人被官をかかえる直臣の軍事力の弱体化を図るとともに、自らの軍事力の強化を企図したのではないかと考えられる。

大友氏の人被官統制が成功したかどうかは疑わしい。その後も、大友吉統は、次のように下知しなければならなかった。⁽⁶⁾

(前略) 号ニ人被官ニ背ニ京所務ニ之旨、於ニ差荒ニ者、可ニ成敗ニ候、其刻為ニ主人用捨ニ者、可レ為ニ同罪ニ之条、一途可レ加ニ下知ニ候、(下略)

このことは、さきの大友義統「条々」が、十年を経ても、なお、不徹底であったことを示している。大友氏の人被官統制に関する「成敗権」がどのような措置を伴うかは、いまのところ明らかではない。被官主としても、自らの被官との主従関係を解体する大友氏の「成敗権」に対しては、大きな抵抗をもつに違いない。この点に関しては、後考にまきたい。

- (1) 「吉弘鑑興・田原紹忍運署奉書」(荒巻文書『大県史料』七九五号)
- (2) 「大友宗麟・同義統連署書状」(大友家文書録二『大分県史料』一六二三号)
- (3) 「大友義統感状」(市丸文書『大分県史料』四八四号)
- (4) 「円斎・義統連署書状」(萱嶋文書『大分県史料』四四〇号)
- (5) 「条々」(大友松野文書『大分県史料』二〇一号)
- (6) 「大友吉統書状」(永富文書『大分県史料』四九五号)

(大野郡三重町前内田・大野郡清川村立東小学校長)

お知らせ

本誌の表紙上部右端に記した ISSN 0287-6809 の番号は「国際標準逐次刊行物番号」です。これは逐次刊行物に付与される国際的なコード番号で、以後この番号によって図書館などで本誌の識別や検索が行なえるようになります。